

参 考 資 料

参考資料 1

参考資料 2

参考資料 3

参考資料 1

一般廃棄物会計基準の取り組み状況に関する調査

～ 市区町村、一部事務組合向けアンケート ～

調査票

一般廃棄物会計基準の取り組み状況に関する調査
～ 市区町村、一部事務組合向けアンケート ～

株式会社三菱総合研究所

本調査は 環境省の委託事業の一環として、一般廃棄物会計基準の普及・促進に向け、一般廃棄物会計への取り組み状況および、要望・課題等を把握することを目的としております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査票にご回答いただき、平成 20 年 9 月 ● 日 (●) までに、電子メールにて都道府県ご担当者様宛にご送付下さいますようお願い申し上げます。

- ・ 本調査に関するお問い合わせは、下記事務局宛にお願いいたします。
- ・ ご回答頂いた調査票及び内容については、厳重に管理いたします。

〔一般廃棄物会計アンケート事務局〕

〒100-8141 東京都千代田区大手町 2-3-6 株式会社三菱総合研究所

環境・エネルギー研究本部 担当：森部、西村、萩原、長谷川

Tel. 03-3277-3494 Fax. 03-3277-0512

E-mail waste-ma20@mri.co.jp

問1. 貴市区町村・一部事務組合名について、ご記入下さい。

貴市区町村・一部事務組合名	_____都道府県_____
部署名	_____
人 口 (一部事務組合については構成市区町村の人口)	_____人

問2. 平成 19 年 6 月に環境省が「一般廃棄物会計基準」を策定・公表いたしました。このことに関し、最も近い選択肢の一つを選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 存在も認識しており、内容も理解している。
- ② () 存在は認識しているが、内容は十分理解していない。
- ③ () 存在も認識していない。
- ④ () その他(具体的に：_____)

問3. 貴市区町村・一部事務組合では、問 2. に示した「一般廃棄物会計基準」に基づいた財務書類を作成していらっしゃいますか。当てはまるものを一つ選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 既に作成済みである。
- ② () 現在作成中である。
- ③ () 作成する予定であるが、まだ作成していない。→____年度より作成予定
- ④ () 作成する予定はない。

【問 3. で①②③と回答された方のみお答え下さい。問 3. で④と回答された方は、問 12. へお進み下さい】

問4. 貴市区町村・一部事務組合では、どのような目的で「一般廃棄物会計基準」に基づいた財務書類を作成していますか、あるいは作成する予定ですか。当てはまるものを全て選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 住民等への情報公開に利用するため。
- ② () 一般廃棄物行政の改善検討の基礎資料を得るため。
- ③ () その他 →具体的に_____

【問 3. で①②と回答された方のみお答え下さい。問 3. で③と回答された方は、問 11. へお進み下さい】

問5. 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の中で、貴市区町村・一部事務組合が作成している財務書類を全て選択してください。

- ① () 原価計算書
- ② () 行政コスト計算書
- ③ () 資産・負債一覧

問6. 貴市区町村・一部事務組合では、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成をどのような体制で行われましたか。主担当部署および協力部署をそれぞれ選び、() 内に○印をお付けください。

主担当部署	協力部署
() 廃棄物関連部署	() 主担当部署のみで作成
() 財務関連部署	() 廃棄物関連部署
() その他→具体的に_____	() 財務関連部署
	() その他→具体的に_____

問7. 貴市区町村・一部事務組合では、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成に、何名の方が携わりましたか。

人

問8. 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成に要した時間をご回答下さい。なお、現在財務書類を作成中の市区町村・一部事務組合については、想定される時間数をご回答下さい。

人・時間／年

(例) 職員 2 名で、それぞれ 3 ヶ月で 1 日 4 時間、1 ヶ月で 1 日 1 時間従事した場合の時間

$$1 \text{ 人} \times 3 \text{ ヶ月} \times 21 \text{ 日/月} \times 4 \text{ 時間/日} + 1 \text{ 人} \times 1 \text{ ヶ月} \times 21 \text{ 日/月} \times 1 \text{ 時間/日} = 273 \text{ 人・時間/年}$$

問9. 一般廃棄物会計基準に基づいて財務書類を作成するにあたっての課題について、あてはまるものを全て選び、() 内に○印をお付けください。

- () 入力する情報量が多すぎ、入力に手間がかかる。
- () 過去の資料を見つけるのに、手間がかかる。
- () 他部署との連携が必要である。
- () 会計に関する高度な知識が求められる。
- () その他→具体的に_____

問10. 貴市区町村・一部事務組合では、「一般廃棄物会計基準」に基づいた財務書類を現在どのように活用していますか。当てはまるものを全て選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 統一の基準に基づいた財務書類を作成することによって、他の自治体と比較する。
- ② () ごみ処理手数料の設定において、根拠資料として利用する。
- ③ () 住民への情報公開に利用する。
- ④ () 経年比較・分析を行い、施策に反映する。
- ⑤ () 新規施策の事前・事後評価に活用する。
- ⑥ () その他 →具体的に_____

問11. 貴市区町村・一部事務組合では、「一般廃棄物会計基準」に基づいた財務書類を今後どのように活用することをお考えですか。当てはまるものを全て選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 統一の基準に基づいた財務書類を作成することによって、他の自治体と比較する。
- ② () ごみ処理手数料の設定において、根拠資料として利用する。
- ③ () 住民への情報公開に利用する。
- ④ () 経年比較・分析を行い、施策に反映する。
- ⑤ () 新規施策の事前・事後評価に活用する。
- ⑥ () その他 →具体的に_____

問 13 へお進み下さい。

【問 3. で④と回答された方のみご回答ください。】

問12. 一般廃棄物会計を作成しない理由は何ですか。当てはまる項目を全て選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 人手が足りないから。
- ② () 活用方法がわからないから。
- ③ () 総務省が進める公会計制度との調整が、自治体内でできていないため。
- ④ () その他 →具体的に_____

問13. 一般廃棄物会計基準に基づき、財務書類を作成するにあたり、どのようなサポートが必要であるとお考えですか。該当するものを全て選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 説明会を開催してほしい。
- ② () 電話による相談窓口を設置してほしい。
- ③ () Eメールによる相談窓口を設置してほしい。
- ④ () 他の自治体に関する情報を提供してほしい。
- ⑤ () 他の自治体と意見交換する場を提供してほしい。
- ⑥ () 財務書類の作成を支援するソフトがほしい。
- ⑦ () 都道府県によるサポートがほしい。
- ⑧ () サポートは特に必要ない。
- ⑨ () その他 →具体的に_____

問14. 一般廃棄物会計基準に基づき作成した財務書類を環境省の一般廃棄物処理事業実態調査の一環として提出することについて、どのようにお考えですか。該当するものを全て選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 他の市区町村・一部事務組合との結果比較のために必要である。
- ② () 提出が求められた方が、多くの市区町村・一部事務組合が取り組むことになり、比較対象が増加するので、提出は必要である。
- ③ () 提出は必要ない。→理由_____

問15. 貴市区町村・一部事務組合では、「一般廃棄物会計基準」以外の基準等に基づいて、一般廃棄物に係る財務書類の作成（原価の算出を含む）を行っていますか。該当するものを全て選び、（ ）内に○印をお付けください。

- ①（ ） 公会計制度に基づいた財務書類を作成している。
- ②（ ） その他の基準に基づいて財務書類を作成している。

→基準の名称 _____

- ③（ ） 独自の方法で財務書類を作成している。
- ④（ ） 一般廃棄物に係る財務書類は作成していない。

【問 3. で①②と回答し、かつ、問 15. で①②③と回答された方のみお伺いします。つまり、一般廃棄物会計基準およびそれ以外の基準に基づいて財務書類を作成している方にお伺いします。】

問16. 「一般廃棄物会計基準」に基づく原価計算結果と、問 15. で選択した作成方法に基づく原価計算結果に差異はありますか。該当するものを全て選び、（ ）内に○印をお付けください。

- ①（ ） かなり差がある項目もある。
- ②（ ） 若干差がある項目もある。
- ③（ ） 特に差はない。

問17. 一般廃棄物会計基準の導入促進に向け、ご意見等がございましたら、ご自由にご記入下さい。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

参考資料 2

一般廃棄物会計基準の取り組み状況に関する調査

～ 都道府県向けアンケート ～

調査票

一般廃棄物会計基準の取り組み状況に関する調査
～ 都道府県向けアンケート ～

株式会社三菱総合研究所

本調査は 環境省の委託事業の一環として、一般廃棄物会計基準の普及・促進に向け、要望・課題等を把握することを目的としております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査票にご回答いただき、平成 20 年 9 月 24 日（水）までに、電子メールにて事務局宛にご送付下さいますようお願い申し上げます。

- ・ 本調査に関するお問い合わせは、下記事務局宛にお願いいたします。
- ・ ご回答頂いた調査票及び内容については、厳重に管理いたします。

〔一般廃棄物会計アンケート事務局〕

〒100-8141 東京都千代田区大手町 2-3-6 株式会社三菱総合研究所

環境・エネルギー研究本部 担当：森部、西村、萩原、長谷川

Tel. 03-3277-3494 Fax. 03-3277-0512

E-mail waste-ma20@mri.co.jp

問1. 貴都道府県について、ご記入下さい。

貴都道府県名	都道府県
部署名	

問2. 平成 19 年 6 月に環境省が「一般廃棄物会計基準」を策定・公表いたしました。このことに関し、最も近い選択肢を一つ選び、（ ）内に○印をお付けください。

- ①（ ） 存在も認識しており、内容も理解している。
- ②（ ） 存在は認識しているが、内容は十分理解していない。
- ③（ ） 存在も認識していない。
- ④（ ） その他→具体的に_____

問3. 貴都道府県内の市区町村・一部事務組合の「一般廃棄物会計基準」に基づく一般廃棄物に関する財務書類の作成状況を把握していらっしゃいますか。該当するものを一つ選び、（ ）内に○印をお付けください。また、____部に該当する数値をご記入ください。

- ①（ ） 全ての市区町村・一部事務組合の作成状況を把握している。（「作成していない」ことを把握なさっている場合には、把握しているものとお考えください。）
→ _____市区町村・一部事務組合中、_____市区町村・一部事務組合で作成。
- ②（ ） 一部の市区町村・一部事務組合の作成状況を把握している。
→ _____市区町村・一部事務組合中、_____市区町村・一部事務組合で作成。
_____市区町村・一部事務組合については、不明。
- ③（ ） 市区町村・一部事務組合の作成状況は一切、把握していない。

問4. 貴都道府県では、市区町村・一部事務組合に対して、一般廃棄物会計基準の導入を支援するために現在どのような活動を行っていますか。該当するものを全て選び、（ ）内に○印をお付けください。また、____部には、該当事項をご記入ください。

- ①（ ） 説明会の開催。→これまでに____回開催
- ②（ ） 相談窓口の設置。
- ③（ ） 情報提供。 →具体的な情報提供内容_____
- ④（ ） 意見交換の場の提供。
- ⑤（ ） その他 →具体的な活動_____
- ⑥（ ） 特に支援は行っていない。

問5. 貴都道府県では、市区町村・一部事務組合に対して、一般廃棄物会計基準の導入を支援するために今後どのような活動を行う予定ですか。該当するものをすべて選び、() 内に○印をお付けください。また、____部には、該当事項をご記入ください。

- ① () 説明会の開催。→回数：年____回程度。講師：_____(内部講師・外部講師など)
- ② () 相談窓口の設置。
- ③ () 情報提供。→具体的な情報提供内容_____
- ④ () 意見交換の場の提供。
- ⑤ () その他→具体的な活動_____
- ⑥ () 方法は未定であるが、何らかの支援を行う。
- ⑦ () 特に支援は行わない。

6. 貴都道府県では、都道府県が関与した廃棄物処理施設（自ら管理運営等する最終処分場を含む）において、市区町村・一部事務組合の一般廃棄物の処理を行っている場合に、市区町村・一部事務組合に対して、当該施設における処理に関する情報あるいは財務書類を提供しましたか。該当するものを全て選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 財務書類の作成に必要な情報を提供した。
→提供した情報（具体的に）：_____
- ② () 財務書類を作成し、提供した。
→提供した財務書類：_____
- ③ () どちらも提供したことがない。

7. 一般廃棄物会計基準の導入促進に向け、どのようなご要望がございますか。該当するものを全て選び、() 内に○印をお付けください。

- ① () 説明会を開催してほしい。
- ② () 相談窓口を設置してほしい。
- ③ () 他の自治体に関する情報を提供してほしい。
- ④ () 他の自治体と意見交換する場を提供してほしい。
- ⑤ () その他→具体的に_____

8. 一般廃棄物会計基準の導入促進・活用に関し、ご意見等ございましたら、ご自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

参考資料 3

一般廃棄物会計基準に関する説明会 説明用資料

一般廃棄物会計基準について

～会計基準の活用による一般廃棄物処理事業の効率化に向けて～

平成20年10月～12月 一般廃棄物会計基準説明会資料

 三菱総合研究所

Copyright (C) 2008 Mitsubishi Research Institute, Inc.

本日の講演内容

1. 一般廃棄物会計基準とは
2. 一般廃棄物会計基準の考え方
3. 一般廃棄物会計基準の実務
4. 支援ツールを用いた一般廃棄物会計の作成
5. 一般廃棄物会計の普及に向けて

1. 一般廃棄物会計基準とは ～策定の背景～

■ 廃棄物処理法に基づく基本方針の改正(平成17年5月)

地方公共団体の役割・国の役割

- [1] 適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取組を図るものとする。
- [2] コスト分析及び情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。
- [3] また、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。



国においては、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて、地方公共団体の取組の支援に努める。

- コスト分析の対象となる費目の定義
- 共通経費等の配賦方法
- 減価償却方法

財務書類は、地方公共団体が自らの判断と責任で作成。
基準は地方自治法 第245条の4 第1項の規定に基づく
技術的助言という位置づけ

1. 一般廃棄物会計基準とは ～策定経緯など～

■ 策定経緯

環境省では、自治体実務者、学識経験者、公認会計士等から構成される「廃棄物会計基準・ごみ有料化ガイドライン検討委員会」（委員長：文教大学国際学部 藤井美文教授）を設置し、平成17年度～18年度にかけて、一般廃棄物会計基準等について検討。

平成19年6月に一般廃棄物会計基準等を環境省ホームページで公開。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ac/index.html

■ 一般廃棄物会計基準に関する質問受付及びFAQの作成、説明会の開催

環境省では、平成19年度事業として、一般廃棄物会計基準に関する自治体等からの質問に対応するため、株式会社 三菱総合研究所を事務局とする質問受付を実施。質問受付の結果を受けてFAQ（よくある質問集）を作成し、環境省ホームページで公開。また全国7ヶ所で、一般廃棄物処理3R化ガイドラインの一つとして、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」とともに説明会を開催。

1. 一般廃棄物会計基準とは ～一般廃棄物会計の意義・目的～

■ 一般廃棄物会計基準の意義

「一般廃棄物会計基準」とは、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示すもので、自治体が一般廃棄物処理事業の財務面について現状把握を行う際に用いられる。

■ 廃棄物会計基準の目的

①外部公表目的

- 一般廃棄物会計基準に従って作成した一般廃棄物処理事業の財務諸表を公表することで社会に対する説明責任を果たす。

②内部管理目的

- 一般廃棄物会計を一般廃棄物処理事業の管理ツールとして利用することによって、一般廃棄物処理事業の効率化を図る。

1. 一般廃棄物会計基準とは ～一般廃棄物会計の構成～

■ 原価計算書

（一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書）

■ 行政コスト計算書

（一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書）

■ 資産・負債一覧

（一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧）

※企業会計においては「貸借対照表」であるが、単式簿記をベースとして作成される貸借対照表では、資産と負債の差額を機械的に純資産とすることになり、本質的な意味がないため「資産・負債一覧」とした。

1. 一般廃棄物会計基準について

～原価計算書～

- 市町村が行う直営又は委託により行う一般廃棄物処理（収集運搬、中間処理、資源化、最終処分）について、一般廃棄物種毎に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもの。
- 一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。
- 原価は、部門ごとに、部門取扱量あたりの費用で表現する。
- 収入（指定袋等の販売収入、手数料収入、売電収入など）は、参考として示す。
- 別紙では、年間額、取扱量などを廃棄物・資源物の種類ごと、部門ごとに示す。

【原価計算書の書式】

	① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	合計
<原価>				
収集運搬部門原価 (円/kg・収集運搬量)				
中間処理部門原価 (円/kg・中間処理投入量)				
最終処分部門原価 (円/kg・最終処分投入量)				
資源化部門原価 (円/kg・資源化投入量)				
【参考】				
<費用>				
収集運搬部門費 (円/年)				
中間処理部門費 (円/年)				
最終処分部門費 (円/年)				
資源化部門費 (円/年)				
作業部門費合計 (円/年)				
管理部門費 (円/年)				
費用合計 (円/年)				
【参考】				
<収益>				
収益合計 (円/年)				

最終処分場別収支内訳						最終処分場別収支内訳					
収 集 運 送 部 門	① 燃やすこみ	② 燃やさないこみ	③ 粗大こみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	中間処理部門	① 燃やすこみ	② 燃やさないこみ	③ 粗大こみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶
委託料						中間処理					
正職員人件費	377,759		1,613,384	7,702,598		委託料	0	0	0	0	0
臨時職員人件費	440,848		18,958	89,940		中間処理部門にかかる自治体正職員の人件費(円/年)	48,894	0	0	0	0
退職給付引当 金繰入額	7,890,476		85,140	403,310		中間処理部門にかかる臨時職員の人件費(円/年)	19,947	0	0	0	0
シナジ等特定の廃棄物 種類に係る施設費			20,500	196,930		中間処理部門にかかる退職給付引当金繰入額(円/年)	344,365	783	0	0	0
シナジ等の配 希委託料						中間処理施設の維持管理費(円/年)	194,660	116	0	0	0
車両リース・レンタル費						中間処理施設の減価償却費(円/年)	423,333	3,300	0	0	0
車両運上費						中間処理施設の減価償却費(円/年)	0	0	0	0	0
車両減価償却 費	2,239,400		1,784,716	765,250		中間処理施設運搬の減価償却費(円/年)	0	0	0	0	0
車両燃料費	363,400		28,958	138,250		中間処理部門にかかる追加投資の減価償却費(円/年)	735,000	0	0	0	0
車両維持管理 費	48,314		33,600	149,830		中間処理部門にかかる共通の物件費	0	0	0	0	0
事務施設施設の維持 管理費	6,212,100		80,200	400,930		中間処理部門にかかる特定の施設に係る経費	0	0	0	0	0
事務施設施設の減価 償却費						中間処理部門にかかる共通の経費(円/年)	0	0	0	0	0
事務施設車機の減価 償却費											
共通の物件費											
特定の施設に係る経費											
共通の経費											
委託収集運搬 費用				0		委託中間処理部門費用	0	0	0	0	0
委託収集運搬 費用	4,911,000		2,038,446	9,946,930		直営中間処理部門費用(円/年)	317,822	142	0	0	0
収集運送部門 費用	0	4,911,000	2,038,446	9,946,930		中間処理部門費用(円/年)	317,822	142	0	0	0
委託収集運搬 量						中間処理					
委託収集運搬 量	30	12	3	0		委託量	0	0	0	0	0
収集運搬量	70	12	3	0		直営中間処理量(円/年)	958	0	0	0	0
委託収集運搬 単価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	中間処理量	9,947	0	0	0	0
委託収集運搬 単価	0.00	3.68	0.00	5,367.0	19,618	委託中間処理・最終処分単価(円/kg)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収集運搬単価	0.00	3.68	0.00	5,367.0	19,618	直営中間処理・最終処分単価(円/kg)	3.68	0.00	0.00	0.00	0.00

Copyright (C) 2008 Mtsubishi Research Institute, Inc.

8

最終処分場別収支内訳						最終処分場別収支内訳					
最 終 処 分 部 門	① 燃やすこみ	② 燃やさないこみ	③ 粗大	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	資源化部門	① 燃やすこみ	② 燃やさないこみ	③ 粗大	④ アルミ缶	⑤ スチール缶
最終処分						管理部門					
委託料	0					人件費	7,447,958	859,190	0	550,318	308,640
自治体正職員の人件費	0					退職給付引当 金繰入額	581,504	67,080	0	42,967	24,120
最終処分にかかる自治体正職員の人件費(円/年)	0					物件費	0	0	0	0	0
最終処分にかかる臨時職員の人件費(円/年)	0					指定袋やシール等の販売に係る費用	17,900	21,000	0	0	0
最終処分にかかる退職給付引当金繰入額(円/年)	0					資源引渡時の支払額(物件費)	0	0	0	0	0
最終処分施設の維持管理費	0					経費	0	0	0	0	0
最終処分施設の減価償却費	0					管理部門費用合計	8,029,461	926,270	0	593,285	333,080
最終処分施設運搬の減価償却費	0					集団回収に対する助成金等	0	0	0	0	0
最終処分施設車機の減価償却費	0					資源売却収入(資源引渡時の売却額)	0	0	0	0	0
最終処分にかかる追加投資の減価償却費(円/年)	0					指定袋やシール等の販売による収益	0	0	0	0	0
最終処分にかかる共通の物件費	0					家庭系持込みごみの手数料収入	0	156,900	0	0	0
最終処分にかかる特定の施設に係る経費	0					事業系持込みごみの手数料収入	23,902,500	0	0	0	0
最終処分にかかる共通の経費	0					近隣市町村からの委託収入	0	0	0	0	0
最終処分にかかる共通の経費(円/年)	0					その他の業務収益(売電収入等)	0	0	0	0	0
委託資源化費用	0					収益合計	23,902,500	156,900	0	3,989,996	879,350
委託資源化費用	0					資源売却収入(資源引渡時の売却額)	0	0	0	0	0
資源化部門費用	0					指定袋やシール等の販売による収益	0	0	0	0	0
資源化部門費用	0					家庭系持込みごみの手数料収入	0	156,900	0	0	0
資源化部門費用	0					事業系持込みごみの手数料収入	23,902,500	0	0	0	0
資源化量	0					近隣市町村からの委託収入	0	0	0	0	0
資源化量	0					その他の業務収益(売電収入等)	0	0	0	0	0
資源化量	0					収益合計	23,902,500	156,900	0	3,989,996	879,350
資源化単価	0.00				0.00	資源売却収入(資源引渡時の売却額)	0	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	指定袋やシール等の販売による収益	0	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	家庭系持込みごみの手数料収入	0	156,900	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	事業系持込みごみの手数料収入	23,902,500	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	近隣市町村からの委託収入	0	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	その他の業務収益(売電収入等)	0	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	収益合計	23,902,500	156,900	0	3,989,996	879,350
資源化単価	0.00				0.00	資源売却収入(資源引渡時の売却額)	0	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	指定袋やシール等の販売による収益	0	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	家庭系持込みごみの手数料収入	0	156,900	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	事業系持込みごみの手数料収入	23,902,500	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	近隣市町村からの委託収入	0	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	その他の業務収益(売電収入等)	0	0	0	0	0
資源化単価	0.00				0.00	収益合計	23,902,500	156,900	0	3,989,996	879,350

Copyright (C) 2008 Mtsubishi Research Institute, Inc.

9

1. 一般廃棄物会計基準とは ～行政コスト計算書～

- 市町村が行う「一般廃棄物処理（原価計算書の対象）」を含む、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する**事業の効率性を検証**するための情報として役立てることができる。
- 「原価計算書」では、**計画策定、広報・普及啓発に係る費用、特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失**などを算定対象としていないが、「行政コスト計算書」では対象とする。

一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書 (2008年4月1日～2007年3月31日)

(単位:円)

(1) 経常費用

経常業務費用

＜収集運搬部門＞

大項目	小項目
①人件費	
②物件費	
	委託料①、②は組合負担金
	施設に係る物件費
	施設に係る物件費
	施設・施設以外に係る物件費のうち、他
	その他共通の物件費
③経費	

＜中間処理部門＞

大項目	小項目
①人件費	
②物件費	
	委託料①、②は組合負担金
	施設に係る物件費
	施設に係る物件費
	その他共通の物件費
③経費	

＜最終処分部門＞

大項目	小項目
①人件費	
②物件費	
	委託料①、②は組合負担金
	施設に係る物件費
	施設に係る物件費
	その他共通の物件費
③経費	

＜資源化部門＞

大項目	小項目
①人件費	
②物件費	
	委託料①、②は組合負担金
	施設に係る物件費
	施設に係る物件費
	その他共通の物件費
③経費	

＜管理部門＞

大項目	小項目	
①人件費		12,875,706
②物件費		4,498,830
③経費		0
④その他費用		571,578
	広報・普及啓発に係る費用	432,978
	リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用	0
	不法投棄防止対策に係る費用	138,600
	合計	17,946,114

＜その他＞

大項目	小項目	
①人件費		0
②物件費		0
③経費		0
④その他費用		0

経常経転支出

大項目	小項目	
①補助金等支出		0
②補助金等支出		5,906,557
③その他の経常経転支出		0
	合計	5,906,557

経常費用合計(総行政コスト)

大項目	小項目	
①人件費		918,380,514
②物件費		0
③経費		0
④その他費用		0
	合計	918,380,514

(2) 特別損失

大項目	小項目	
①特別損失		0
②特別損失		0
③特別損失		0
④特別損失		0
	合計	0

三菱物産株式会社

株式会社三菱物産研究所

(3)経常収益

経常業務収益

大項目	小項目		
①業務収益			35,334,755
	自己収入	24,059,400	
	その他の業務収益	11,275,355	

②業務外収益 ※注記

大項目	小項目		
受取利息等			
その他の業務外収益			
施設解体引当金繰入額			30,000,000
	資産・負債一覧からの算定額	30,000,000	0
			0
			0
			0
最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額			100,000,000
	資産・負債一覧からの算定額	100,000,000	0
			0
			0
			0
地元還元施設に係る費用			333,333,333
	減価償却費	333,333,333	0
			0
			0
			0
地元還元施設に係る収益			0
			0
			0
			0
			0
取付道路に係る費用			200,000,000
	減価償却費	200,000,000	0
			0
			0
			0
取付道路に係る収益			0
			0
			0
			0
			0

経常収益合計

Copyright (C) 2008 Mitsubishi Research Institute, Inc.

12

Copyright (C) 2008 Mitsubishi Research Institute, Inc.

12

MRI

株式会社三菱物産研究所

1. 一般廃棄物会計基準とは

～資産・負債一覧～

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したものの。
- 当該資産及び負債を把握し管理することで、**資産の有効活用**の他、**資産の更新や修繕の計画的な実施**などに役立てることができる。
- 別紙1では、事業用資産の詳細内訳を示す。
- 別紙2では、負債の詳細内訳を示す。

Copyright (C) 2008 Mitsubishi Research Institute, Inc.

13

13

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧
(2007年3月31日)

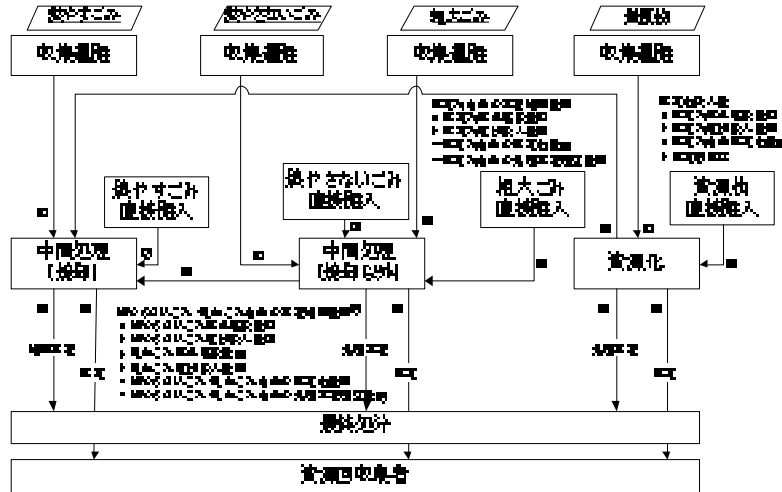
科目	金額		
(資産の部)			
1 金融資産			0
資金		000,000	
金融資産(資金を除く)		0	
債権		0	
未収金	000,000		
貸付金	000,000		
その他の債権	000,000		
有価証券		000,000	
投資等		0	
出資金	000,000		
その他の投資	000,000		
貸倒引当金		-000,000	
2 非金融資産			841,342,255
事業用資産		841,342,255	
有形固定資産		835,342,255	
収集運搬部門	94,776,972		
中間処理部門	2,005,000,000		
最終処分部門	200,530,000		
資源化部門	93,560,000		
管理部門	4,000,000		
減価償却累計額	1,562,524,717		
建設仮勘定	0		
無形固定資産		6,000,000	
ソフトウェア	3,000,000		
その他無形固定資産等	3,000,000		
繰延資産		000,000	000,000
資産合計			841,342,255

科目	金額		
(負債の部)			
1 流動負債			0
地方債(短期)	0		
短期借入金	0		
2 非流動負債			317,152,458
地方債(長期)	198,576,229		
長期借入金	198,576,229		
負債合計			317,152,458

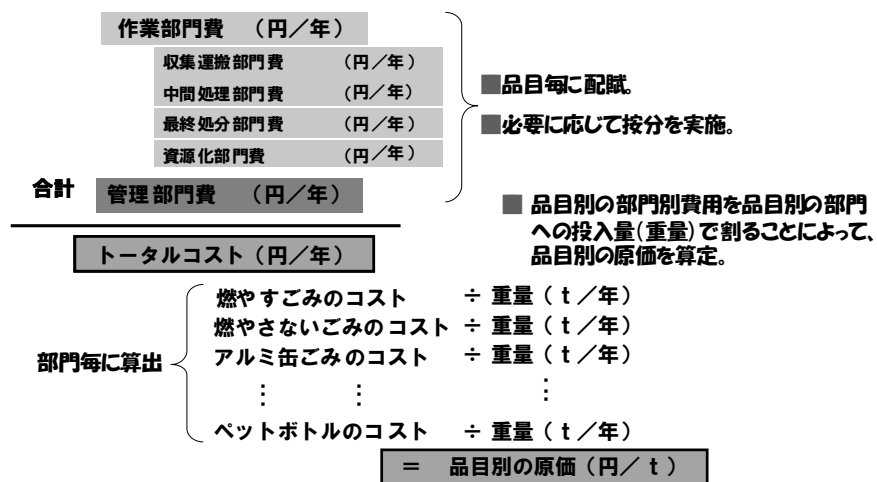
注記

項目	内容	金額	積立耐用年数または引当率
施設整備引当金		300,000,000	10
最終処分場閉鎖後維持管理引当金		300,000,000	30
地元還元施設に係る資産		500,000,000	15
地元還元施設に係る負債		400,000,000	50
取付道路に係る資産		1,000,000,000	0
取付道路に係る負債		0	0

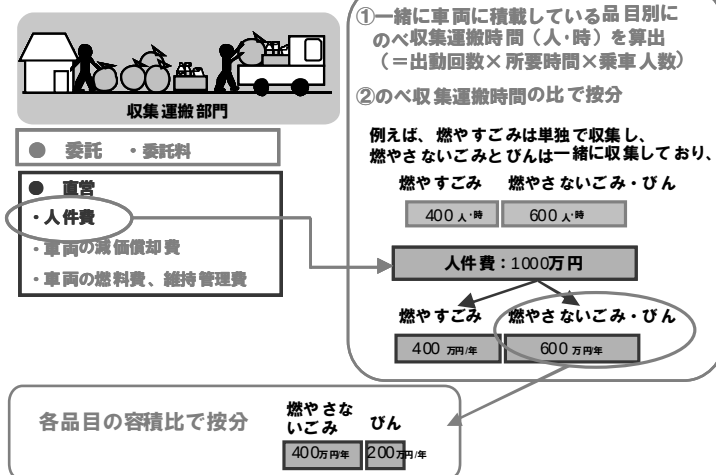
2. 一般廃棄物会計基準の考え方 ～対象とする一般廃棄物処理システムの範囲～



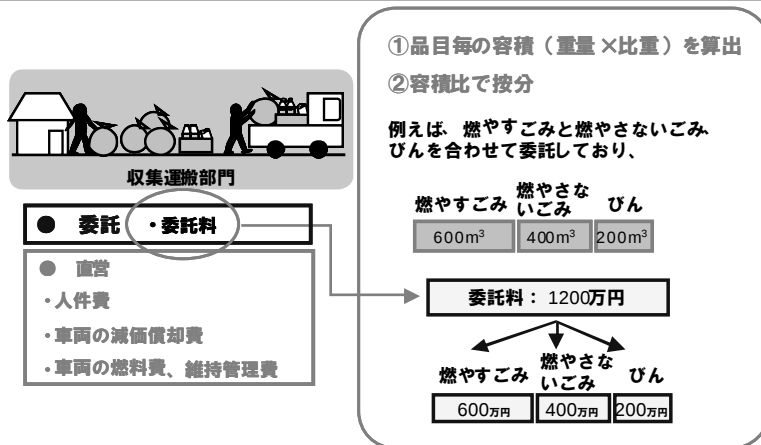
2. 一般廃棄物会計の考え方 ～原価の定義～



2. 一般廃棄物会計の考え方 ～収集運搬部門 人件費の按分ルール～



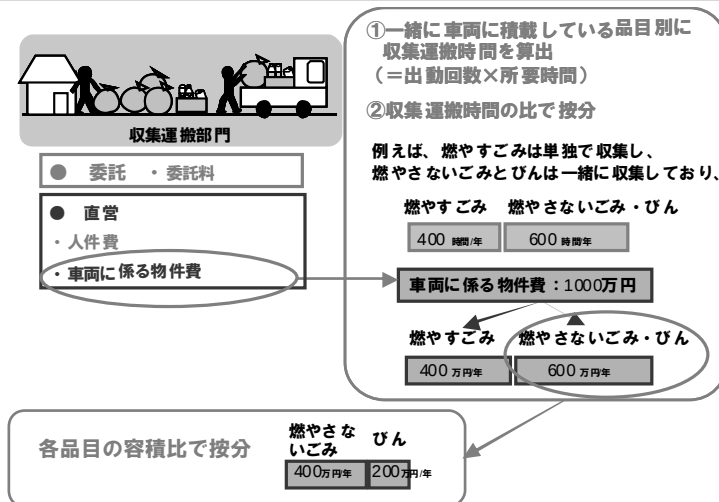
2. 一般廃棄物会計の考え方 ～収集運搬部門 物件費(委託料)の按分ルール～



※ 各廃棄物及び資源の比重には、以下の調査データを活用する。

- ・ リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査(HI 6年度) 環境省
- ・ 都市ごみの総合管理を支援する評価計算システムの開発に関する研究(1998年) 北海道大学大学院工学研究科

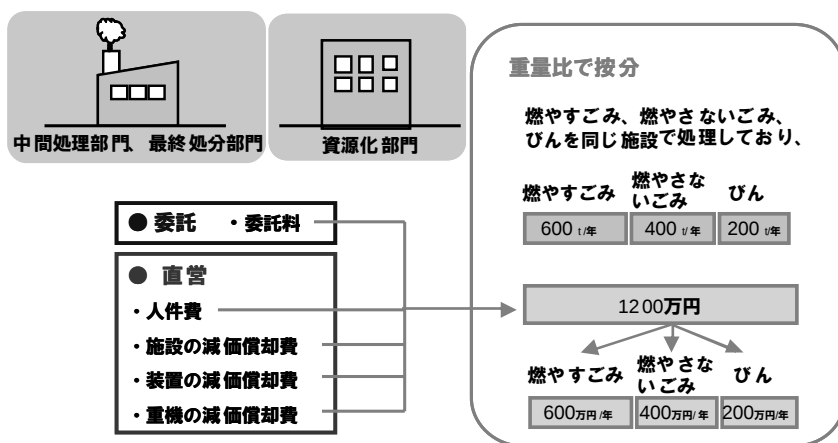
2. 一般廃棄物会計の考え方 ～収集運搬部門 車両に係る物件費の按分～



Copyright (C) 2008 Mitsubishi Research Institute, Inc.

20

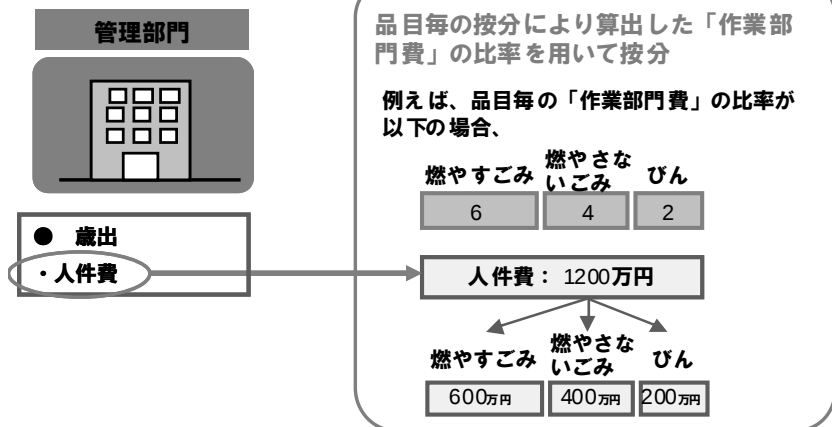
2. 一般廃棄物会計の考え方 ～中間処理部門、最終処分部門、資源化部門費の按分ルール～



Copyright (C) 2008 Mitsubishi Research Institute, Inc.

21

2. 一般廃棄物会計の考え方 ～管理部門費の按分ルール～



3. 一般廃棄物会計の実務 ～必要な情報～

●原価計算書

- 廃棄物・資源物などの量
 - 収集運搬量、中間処理量、最終処分量、資源化量
 - ※廃棄物・資源物の種類ごとの量
- 物件費、人件費、その他の経費
 - 収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門、資源化部門ごとの額
- その他一般廃棄物処理事業に関連し原価計算に必要な事項
 - 収集頻度、一括収集品目、契約別委託状況、施設等整備費、減価償却期間など

●行政コスト計算書

- 原価計算書の作成に必要な各種経費
- 広報・普及啓発等に係る費用など処理に直接的には資することのない費用
- 指定袋販売収入、資源物売却収入などの収入

●資産・負債一覧

- 施設、車両などの事業用資産の内容（取得価額、仕様、取得年次、耐用年数、残存価額）
- 地方債などの負債の内容（前年度末残高、当該年度増加・減少額など）

3. 一般廃棄物会計の実務 ～収集運搬部門における対象費目の例～

部門	費目		説明	内容
	大項目	小項目		
収集運搬部門	人件費	—	収集運搬部門の作業人員の人件費。	・職員給料 ・退職給付引当金繰入額相当額 ・その他の人件費
	物件費	委託料もしくは組合負担金	収集運搬業務の委託料もしくは組合負担金。	・委託料 ・組合負担金
		車両に係る物件費	収集運搬業務に使用する車両に係る物件費。委託料もしくは組合負担金は含まない。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費（自動車損害保険料等）
		施設に係る物件費	収集運搬業務に係る施設（車両以外の施設であって中継運搬施設、積替保管施設等）の物件費。委託料もしくは組合負担金は含まない。専任包装のストックヤードは資源化部門の施設に分類する。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費（需用費、火災保険料等）
		車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費	物件費のうち「委託料もしくは組合負担金」「車両に係る物件費」「施設に係る物件費」以外の物件費で、特定の一般廃棄物種類に係る物件費。例えば、カラス防止用ネット、びん・缶分別用のコンテナ等に係る物件費が挙げられる。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費
		その他の共通的物件費	収集運搬部門における物件費のうち上記以外の物件費。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費
	経費	特定の一般廃棄物種類等の施設に係る経費	収集運搬部門における特定の施設に係る経費。例えば、燃やすごみについて、中継基地を設けて広域的な焼却施設に運搬している場合、中継基地の経費が該当する。	・公債費（元本を除く） ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費
		一般廃棄物種類全額に係る経費	収集運搬部門における一般廃棄物種類全額に係る経費。	・公債費（元本を除く） ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入額 ・その他の経費

※基準9ページの一部

3. 一般廃棄物会計の実務 ～管理部門における対象費目の例～

部門	費目		説明	内容
	大項目	小項目		
管理部門	人件費	—	管理部門の職員の人件費。	・職員給料 ・退職給付引当金繰入額相当額 ・その他の人件費
	物件費	—	管理部門における物件費。	・物品購入費 ・維持補修費 ・減価償却費 ・その他の物件費
	経費	—	管理部門における経費。指定廃や有料化シールの販売に係る費用はここに計上する。	・公債費（元本を除く） ・借入金支払利息 ・貸倒引当金繰入 ・その他の経費
	一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用	ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に関する費用		
		一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用		
		一般廃棄物排出事業者に対する指導・監督に係る費用		
		広報・普及啓発に係る費用		
		リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用		
		不法投棄防止対策に係る費用		
		一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用		
		開鎖した最終処分場の維持管理に係る費用		
	その他	その他費用	以上に該当しない管理部門に係る費用	

※基準13ページの一部

3. 一般廃棄物会計の実務 ～一般廃棄物会計の試行実態(1)～

昨年度、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成を試行した自治体等(24件)に対して、その作成体制や財務書類作成過程で苦労した点を尋ねた。

<体制>

■作成主体

- ・ 廃棄物政策課職員、清掃業務の調査計画に関する主担当者、環境対策課の課長、環境課の係、一般廃棄物実態調査作成担当者、廃棄物対策課 等

■作成に係わった人数

- ・ 1人：10件／2人：8件／3人：5件／4人：1件

■財務部局との協力の必要性

- ・ 必要であった：12件（職員の退職金想定額、起債／起債状況の確認等／人件費の記入／他の部局に問い合わせなければわからないことがあったから／起債（償還金、現在高）資料、人件費資料／決算状況及び起債状況の確認等／負債関係の数値把握／職員の人件費は人事課で把握しているため
- ・ 必要はなかった：10件

3. 一般廃棄物会計の実務 ～一般廃棄物会計の試行実態(2)～

<財務書類作成過程で苦労した点>

■一般廃棄物会計基準に係る事項

- ・ 必要なデータの入手が難しかった。
- ・ 企業会計色が強く、用語等の理解が難しい。
- ・ 現場の実態と調査内容がそぐわない点があった。
- ・ 廃棄物（資源物）の分類が多く、実施主体をどう分けるのが難しかった。
- ・ 自らの収集・処理システムがこの基準で想定しているシステムと適合しない部分があり、按分にあたって工夫が必要であった。

■過去に作成した財務書類との関連性等に係る事項

- ・ 一般廃棄物処理実態調査との整合性。

3. 一般廃棄物会計の実務 ～一般廃棄物会計の試行実態(3)～

＜財務書類の活用方法＞

- 説明資料としての活用
 - ・ 市民へのごみ処理費用の説明資料としての活用。
 - ・ 廃棄物行政に関する新施策導入時の検討材料や住民に対する説明材料のひとつとして活用したい。
- 他の自治体との比較
 - ・ より効率的なごみ処理体制を考えるための他の自治体との財務書類の比較。
 - ・ 類似の他施設との比較により、経費節減等業務の効率運営の参考としていきたい。
 - ・ 他の自治体との比較により、自らのごみ収集・処理形態を見直す検討資料としたい。
- 内部管理ツールとしての活用
 - ・ 事業体制の見直し。
 - ・ ごみの経費削減の取り組みに際し、財務書類から検討課題を取り上げていきたい。
 - ・ 現場作業員がコスト意識を持てるように、自ら実施する業務を廃棄物会計で示し、直視することで作業実態を認識するための指標としたい。その後、コスト削減するための現場の生きた意見を聞き、事業に取り入れる。

3. 一般廃棄物会計の実務 ～ある自治体での活用事例(1)～

＜利用経緯＞

- 廃棄物減量等推進審議会にて、家庭ごみ処理の排出者負担のあり方を検討し、「ごみ指定袋実費負担制度」から「家庭ごみ有料化制度」へ変更することに。
- 家庭ごみ処理手数料の設定にあたって、現状のごみ処理コストの把握が必要に。
- その際、これまで利用してきた全国都市清掃会議の「廃棄物処理事業原価計算の手引き」は策定年度が古いこと、廃棄物種類別の算定ができないこと等から、環境省「一般廃棄物会計基準」に基づきごみ処理コストを算定することを決定。

3. 一般廃棄物会計の実務 ～ある自治体での活用事例(2)～

＜利用実態＞

- 「一般廃棄物処理基準」に基づき処理コストを計算し、有料化手数料設定の根拠とするために、説明資料を作成した。
- 「廃棄物処理事業原価計算の手引き」から「一般廃棄物処理基準」へ手法を変更したため、2つの手法の比較表を作成した。
- ごみ処理原価の算定に当たって部門別に「ごみ処理原価参入経費」を一覧表として整理した。

4. 支援ツールを用いた一般廃棄物会計の作成 ～支援ツールによるデータ入力フロー～



4. 支援ツールを用いた一般廃棄物会計の作成 ～支援ツールの構成～

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成のための電子ファイルはMicrosoft Office Excel®により作成されており、表のような構成になっています。

表 作成支援ツールの構成

機能	ファイル名	内容
データ 入力	1～4.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、基礎的なデータを入力するためのファイル
	5.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、収集運搬部門に関するデータを入力するためのファイル
	6.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、中間処理部門、及び、最終処分部門に関するデータを入力するためのファイル
	7.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、資源化部門に関するデータを入力するためのファイル
	8～11.原価計算.xls	原価計算書作成に必要なデータのうち、管理部門等に関するデータを入力するためのファイル
	行政コスト計算書.xls	行政コスト計算書作成に必要なデータを入力するためのファイル
	資産・負債一覧.xls	資産・負債一覧作成に必要なデータを入力するためのファイル
計算	基礎データ.xls	各財務書類を作成するための、各種計算を実行するファイル (入力、出力には直接必要ありませんが、各種データの入力・修正に応じて財務書類の内容を更新する際に必要です)
書類出力	出力ファイル.xls	各財務書類を出力するためのファイル

※Microsoft Office Excel®は、米国 Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

4. 支援ツールを用いた一般廃棄物会計の作成 ～支援ツールの入力画面の概要～

データや情報を入力すべきセル（黄色）、該当事項に「1」を入力するセル（みどり）、書き換え不可のセル（オレンジ）など、色分けされています。

「1～4. 原価計算.xls」

3 収集運搬量・直接搬入量・集団回収量及び中間処理・最終処分・資源化投入量

(1)収集運搬量・直接搬入量・集団回収量

(1)家庭系

廃棄物種類	(1) 家庭系			
	直営による 収集運搬量	委託業者もしくは 一部事務組合 による収集運搬量	一部事務組合 全体の収集運 搬量の場合	持込による受入量 (直接搬入量)
①燃やすごみ	t/年	t/年		t/年
②燃やさないごみ	t/年	t/年		t/年
③粗大ごみ	t/年	t/年		t/年
④アルミ缶	t/年	t/年		t/年
⑤スチール缶	t/年	t/年		t/年
⑥無色のガラス製の容器	t/年	t/年		t/年
⑦茶色のガラス製の容器	t/年	t/年		t/年
⑧その他のガラス製の容器	t/年	t/年		t/年
⑨リターナブルびん	t/年	t/年		t/年
⑩ペットボトル	t/年	t/年		t/年
⑪白色トレイ	t/年	t/年		t/年
⑫プラスチック製容器包装	t/年	t/年		t/年
⑬紙製容器包装	t/年	t/年		t/年
⑭紙パック	t/年	t/年		t/年
⑮段ボール	t/年	t/年		t/年
⑯古紙	t/年	t/年		t/年
⑰古布	t/年	t/年		t/年
⑱生ごみ	t/年	t/年		t/年
⑲その他資源	t/年	t/年		t/年
⑳その他のごみ	t/年	t/年		t/年

5. 一般廃棄物会計の普及に向けて

＜自治体同士の意見交換＞

- 試行事業に参画した自治体から、現行の公会計で使用している費用項目と一般廃棄物会計の入力データとの対応関係や処理施設等の減価償却の考え方等について、他の導入自治体と意見交換をしたいとの要望が多数寄せられた。
- 「一般廃棄物会計基準」そのものは基本的フレームを提示するもので、自治体が実際に一般廃棄物会計を行う際に、基準の解釈等で悩んでいる点や自治体間で解釈を統一しておくべき点について意見交換し、その知見を自治体間で共有化していくことが望まれる。

5. 一般廃棄物会計の普及に向けて

＜データ抽出・加工に関する標準的手法の整備＞

- 自治体が「一般廃棄物会計基準」に基づき財務書類を作成するには、公会計に基づく予算・決算書類等から必要なデータを抽出したり、抽出したデータを加工することが必要となる。
- 一般廃棄物会計の普及促進にあたっては、この抽出・加工に係る手間を少なくする必要があるため、自治体同士の意見交換を通じて、予算・決算書類等からのデータ抽出・加工に関する標準的手法等を検討・整備しておくことが望まれる。
- これにより、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を作成した担当者が異動した際にも、後任の担当者が財務書類を問題なく作成できる体制が構築され、経年的に財務書類を作成することが可能となる。

5. 一般廃棄物会計の普及に向けて

＜財務書類の活用方法の検討＞

- 一般廃棄物会計の普及促進を阻害する要因の一つとして、手間暇かけて財務書類を作成しても財務書類をどう解釈すればよいのか、作成した結果どのようなメリットがあるのか等に関して理解が進んでいないことがあげられる。
- 環境省や都道府県が全国の先進的な自治体の導入事例を収集し、情報を提供していくことも考えられるが、現時点では、財務書類を一般廃棄物処理システムの検討等に活用した自治体は少ないと推察されるため、当面は、試行自治体等を中心に、一般廃棄物会計基準に基づき作成した財務書類の活用方法を検討していくことが望まれる。

基準等に関する質問受付窓口のご案内

- 現在、環境省では、一般廃棄物会計基準、支援ツール、支援ツールマニュアルに関するご質問を以下にて受け付けております（平成21年2月28日まで）。

- インターネット上の「ご質問受付フォーム」による受付

環境省ホームページ「一般廃棄物会計基準」

（http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ac/index.html）の

「●一般廃棄物会計基準等に関するご質問の受付について」から「ご質問受付フォーム」へアクセスしてください。

※ご質問受付フォームからの送信が困難な場合、以下の方法でも受け付けております（詳細は、上述のホームページをご参照ください）。

- 電子メール
- FAX
- 電話

一般廃棄物会計基準に関する説明会の日程

開催日	開催場所
10月 3日(金)	株式会社三菱総合研究所 セミナー室(東京都千代田区大手町2-3-6)
10月 6日(月)	島根県庁講堂(島根県松江市殿町1番地)
10月14日(火)	石川県庁 行政庁舎11階 1105会議室(石川県金沢市鞍月1丁目1番地)
10月27日(月)	大阪府職員会館 多目的ホール (大阪府中央区大手前3-1-43大阪府庁新別館北館4階)
10月29日(水)	愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室(愛知県名古屋市中区三の丸2-6-1)
11月 4日(火)	東京都豊島区立勤労福祉会館 大会議室(東京都豊島区西池袋2-37-4)
11月12日(水)	札幌市教育文化会館 講堂(札幌市中央区北1条西13丁目)
11月17日(月)	広島県庁税務庁舎 3階306会議室(広島市中区基町10-52)
11月18日(火)	福岡県中小企業振興センター 301会議室(福岡市博多区吉塚本町9-15)
11月26日(水)	鹿児島県宝山ホール 第3会議室(鹿児島市山下町5-3)
12月 1日(月)	香川県庁本館12階第3、第4会議室(香川県高松市番町4-1-10)
12月 8日(月)	東京エレクトロンホール宮城 601大会議室(仙台市青葉区国分町3-3-7)
12月 9日(火)	青森県庁西棟8階大会議室(青森県青森市長島一丁目1-1)

※いずれも午後1時半受付開始、午後2時説明会開始